



平成 24 年 3 月 19 日

各位

東京都港区芝 2-1-17
株式会社 ストリーム
代表取締役社長 劉 海濤
(コード番号：3071 東証マザーズ)
問合せ先 取締役副社長 竹下謙治
(TEL03-6858-8190)

内部統制システムの整備に関する基本方針の一部改定について

当社は本日の取締役会において下記のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定を決議しましたのでお知らせします。(主な変更箇所は下線で示しております。)

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社の取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を確立するためには、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを認識し、企業文化として定着するよう周知徹底を図る。

(2)コンプライアンスを含む内部統制システム構築のためにコンプライアンス委員会を設置し実施状況等について取締役会及び監査役会に報告を行うものとする。

(3)コンプライアンスの意識向上のための研修や行動指針の周知徹底など啓蒙を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1)文章管理規程、個人情報管理規程等の社内規程により、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理を適切に実施し、必要に応じて適宜見直しを行う。

(2)取締役の職務権限と担当業務を明確にして、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を脅かすあらゆるリスクに対処すべくリスク管理体制を適切に構築し、適宜その体制を点検することによって有効性を向上させる。

取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を脅かすあらゆるリスクに対処すべくリスク管理体制を適切に構築し、適宜その体制を点検することによって有効性を向上させるため、以下の事項を定める。

(1) リスク管理体制の充実を図るため、リスク管理規程を制定・施行し、リスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会は、リスク管理及び内部統制の状況を点検し、改善を推進する。

(2) リスク管理委員会は、事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防体制を整備する。また緊急時の対策等を定め、危機発生時には、これに基づき対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的かつ適切に行われることを確保するための体制

取締役の意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させる。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ全体の業務が適正に行われるため法令順守体制の整備及び業務の適切性を確保する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を求められた場合には、監査役と協議の上、当社の従業員から監査役スタッフを任命し配置する。なお、当該監査役スタッフの人事異動及び考課については、監査役の同意を得た上で決定するものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)取締役及び使用人は必要に応じて業務執行状況や内部統制の状況を監査役に報告し不正や不適切な行為を未然に防ぐよう体制を整える。

(2)監査役の職務の効果的な遂行のため、取締役及び使用人は会社経営及び業務運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告する。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長を最高責任者とする内部統制整備・運用・評価体制を構築し、内部統制システムの整備・運用を行うとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制

当社は、反社会的勢力との関係は重大な企業リスクであるという認識のもと、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除し、不当要求等に対しては毅然と対応することを方針とする。

- (1) 反社会的勢力に対する基本方針・統括責任者・対応等を「反社会的勢力対応規程」に定め遵守する。
- (2) 取締役及び使用人に対して適宜、教育及び研修を行い反社会的勢力との関係拒絶を徹底する。
- (3) 所轄の警察・顧問弁護士等と連携し迅速、組織的に対応する。

以上